

無許可で労働者派遣事業を行う事業主の公表について

資料4

建議

9 指導監督の強化等について

(1) 無許可事業所に対する指導監督について

無許可で労働者派遣事業を行う者に対する行政上の措置を強化することが適当である。

国会審議における政府答弁対応

7月30日 参議院 厚生労働委員会 政府参考人

派遣で働く方あるいは派遣先が適切に派遣会社、派遣元を選択できるようにということで、無許可派遣を行った法人名の公表などの措置について検討してまいりたいと考えております。

附帯決議

二 4 あわせて、法令違反を繰り返す派遣元事業主に対しては、厳正なる指導監督の強化、許可の取消しを含めた処分の徹底を行うとともに、企業名の公表についても検討すること。

<スキーム図>

